

## ○三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 28 日告示第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 町は、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、三股町空き家等情報バンク制度実施要綱（平成 28 年三股町告示第 32 号）第 9 条の規定により三股町空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）に申込みをした空き家の利用者が町内の施工業者を利用して家屋の改修等を行う場合にその経費を補助するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 44 年三股町規則第 6 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不要物 改修する空き家を利用するに当たって支障となる、当該空き家に所在する不要な家財等をいう。
- (2) 利用者 当該空き家を購入し、居住する者をいう。
- (3) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は居住しなくなる、町内に存在する建築物をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定住の意思を持ち、自己の居住の用に供するため、空き家を購入する者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 申請者及び同一世帯員が町税を滞納していないこと。
- (4) 三股町暴力団排除条例（平成 23 年三股町条例第 18 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する者でないこと。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助の対象となる住宅は、空き家バンクに登録している物件であって、物件登録者と利用者との間で売買契約が締結され、利用者が 3 年以上定住する見込みのある物件であるものとする。

(補助対象事業)

第 5 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に事業完了が見込まれるものとする。この場合において、併用住宅においては居住に係る部分のみ該当するものとする。

- (1) 台所、風呂、トイレ等、給排水に関する設備の改修（浄化槽を除く）
- (2) 不要物の撤去

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額（この額が40万円を超えるときは、40万円）を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助申請及び交付決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施する前に、三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請は、売買契約締結の日から起算して6月を経過する日を期限とする。

3 町長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかに補助の可否を決定し、三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、決定を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更の事由が生じた日から起算して14日以内に、三股町空き家等情報バンク活用促進事業変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長に変更の承認を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、三股町空き家等情報バンク活用促進事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、前項の補助事業者に通知するものとする。

（中止の届出）

第9条 補助事業者は、当該決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、当該中止の事由が生じた日から起算して14日以内に、三股町空き家等情報バンク活用促進事業工事中止届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

（実績報告及び補助額の確定）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、三股町空き家等情報バンク活用促進事業実績報告書（様式第6号）に添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告書の提出があったときは内容を審査し、補助の条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 町長は、前条第 2 項の規定による補助金の額を確定した後に、交付決定を受けた者からの三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金請求書（様式第 8 号）による請求を受けて、補助金を交付するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

[別紙参照]